

各管区警察局長
警視庁交通部長
各道府県警察本部長
各方面本部長 殿
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
科学警察研究所交通科学部長

原議保存期間	5年(令和14年3月31日まで)
有効期間	一種(令和14年3月31日まで)

警察庁丁交企発第170号、丁交指発第127号
警察庁丁規発第125号、丁運発第165号
令和8年7月24日
警察庁交通局交通企画課長
警察庁交通局交通指導課長
警察庁交通局交通規制課長
警察庁交通局運転免許課長

交通局所管の事務における旧姓使用について（通達）
交通局所管の事務における旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13にいう「旧氏」を指す。以下同じ。）の使用に係る運用については、これまでも個別の事務ごとに示しているところであるが、今般、申請者等から旧姓の併記を希望する旨の申出があった場合の交通局所管の事務全般の運用について下記のとおり示すこととしたので、遺漏のないようにされたい。

記

1 対象となる事務

対象となる事務は、交通局が所管する法令の関係規定に基づき都道府県公安委員会又は都道府県警察が行う事務（警察署長・警察官が行う事務を含む。）のうち、氏名等の記載を求めているものであって、次の～のいずれかに該当するものとする。ただし、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項ただし書に規定する申請に関する事務を除く。

申請等：国民等から行政機関等に対し、何らかの申請や届出、報告等するもの。

通知・公示等：行政機関等から国民等に対して行政庁の決定等を、名宛人や公に対して知らせるもの。

許可証・証明書等：行政機関等から国民等に対して、行政庁の決定やその結果による地位・事実関係等を証明する書類を交付するもの。

なお、交通局が所管する法令の関係規定とは、以下に掲げるものをいう。

- 道路交通法（昭和35年法律第105号）の関係規定
- 自動車の保管場所の確保等に関する法律の関係規定
- 災害対策基本法（昭和36年法律第233号）の関係規定（緊急通行車両及び規制除外車両の確認に関する事務（原子力災害対策特別措置法及び原子力災害対策特別措置法施行令の施行に伴う災害対策基本法施行規則の規定の読替

えに関する内閣府令（平成12年総理府令第59号）の規定により読み替えて適用する場合及びこれらの手続が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第39条の規定に基づき行われる場合を含む。）に関するものに限る。）

- 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）の関係規定（道路使用許可見込確認申込書に関する手続に関するものに限る。）
- 大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）の関係規定（緊急輸送車両の確認に関する手続に関するものに限る。）
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）の関係規定

2 旧姓の記載等の方法

(1) 旧姓の記載方法

申請者等が申請書等の氏名欄に旧姓の併記を希望する旨を申し出た場合は、これを認めることとする。

また、当該申出に係る手続が許可証等の交付を伴い、申請者等が交付を受けようとする許可証等に旧姓の併記を希望する場合には、当該者による申出を受け、氏名欄に旧姓を併記した許可証等を交付すること。

なお、氏名欄に旧姓を併記する場合においては、原則、「氏名〔旧姓氏名〕」として、旧姓氏名を〔 〕書きとすること。

(2) 旧姓の変更方法

申請者等が既に交付された許可証等の氏名欄に記載された旧姓の記載の変更（併記された旧姓の削除を含む。）を希望する場合には、当該者による申出を受け、許可証等の氏名欄に記載された旧姓を変更すること。

3 旧姓の記載又は変更の申出方法

旧姓の記載又は変更の申出に当たっては、既存の申請書等の様式を適宜活用することとされたい。その際、当該様式の余白部分又は備考欄に「旧姓の記載を希望する」などと記載するよう求めること。

4 旧姓確認のための書類の提示等

旧姓の併記の申出があった場合には、申請者等に対し、当該旧姓が記載された住民票の写し、個人番号カード、運転免許証等の書類の提示等を求め、当該旧姓が真正なものであることを確認すること。

5 手数料

旧姓の併記の申出については、別段の手数料を加算しないこととする。

なお、手数料の徴収を要しないのは、旧姓の併記の申出に係る部分のみの取扱いであり、同時に行われる各種手続が手数料の徴収を要する場合については従来どおり手数料を徴収する必要があることに留意されたい。

6 その他

運転免許に関する手続における旧姓記載等の運用上の留意事項については、別途通達する。